

法人概要

法人名	一般社団法人移住・住みかえ支援機構	
英文名	Japan Trans-housing Institute (JTI)	
設立日	2006年4月	
本社	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-12 紀尾井町ビル 6F	
代表理事	大垣 尚司（青山学院大学教授）	
主な事業	マイホーム借上げ制度の運営 資格制度ハウジングライフ（住生活）プランナーの運営	
協賛社員	旭化成ホームズ株式会社 朝日リビング株式会社 Apaman Property株式会社 SBIアルヒ株式会社 株式会社家守り 一般社団法人石川県木造住宅協会 株式会社エス・エム・エス 株式会社エヌ・シー・エヌ 京王電鉄株式会社 京阪電鉄不動産株式会社 一般社団法人JBN・全国工務店協会 SHOWA GROUP株式会社 株式会社スペース 住友林業株式会社 積水化学工業株式会社 一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 第一生命保険株式会社	

※2024年9月現在

借上げ賃料をお知りになりたい方、無料で査定いたします

お問い合わせはこちら

TEL 03-5211-0757 ※午前9時～午後5時
(土日祝を除く)

FAX 03-5211-3207

Mail info.jti@jti.or.jp

HP https://www.jti.or.jp

売るより、貸すという選択

大切な我が家を活かす

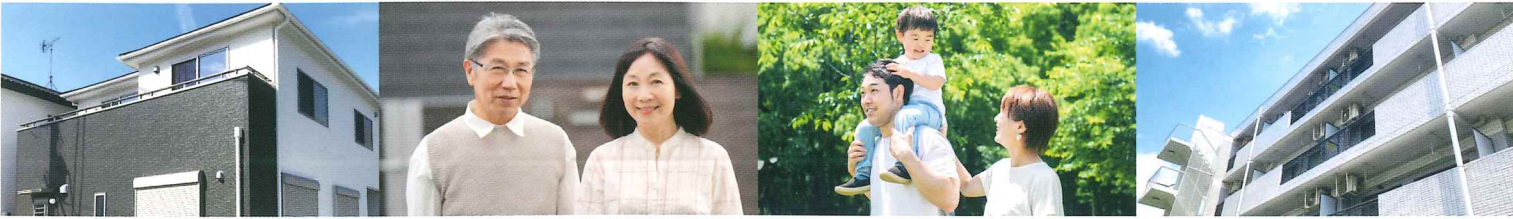
マイホーム
借上げ制度

空き家の
有効活用として

住みかえを進める
ための資金として

転勤時の住宅の
一時的な管理として

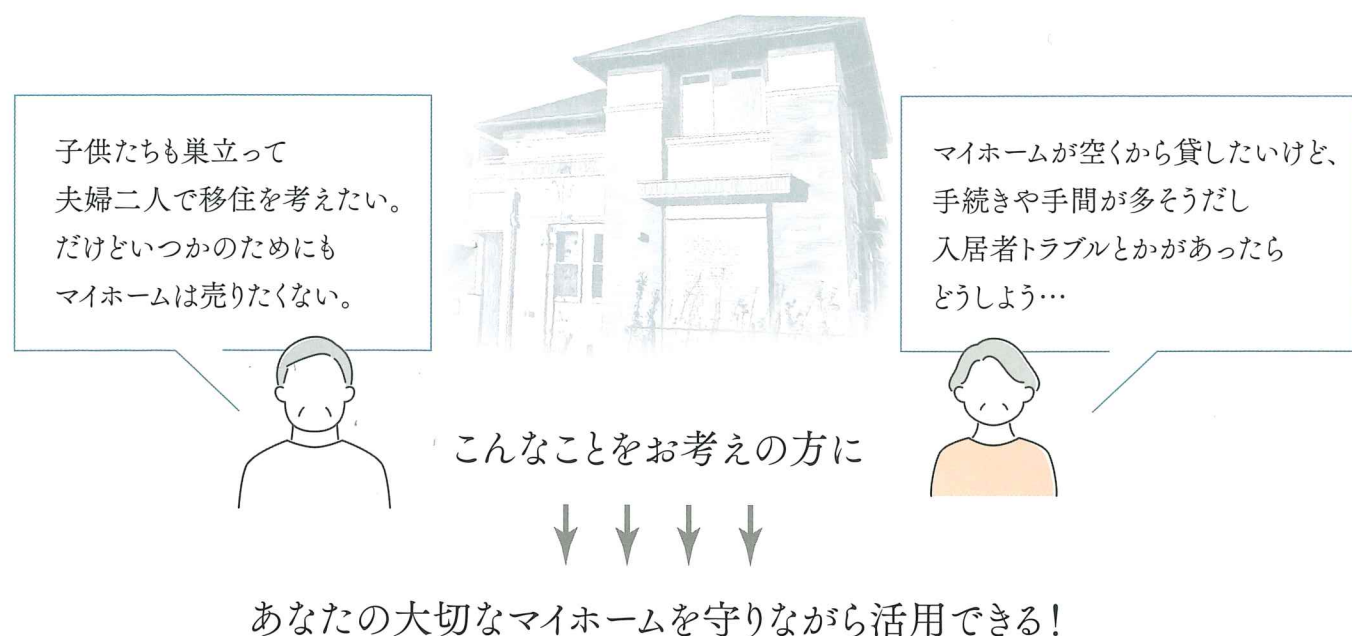
相続した住宅の
活用として



一般社団法人 移住・住みかえ支援機構(JTI)

マイホーム借上げ制度とは

住まなくなったけれど、これまでお世話になった大切なマイホーム。
そんなマイホームにもうひと働きしてもらいませんか。



4つの特徴

Point 1 空家時でも毎月、賃料を受け取ることができます

借り手がつかない時の空室保証

制度を申込み後、1人目の入居者が決定以降は、空室が発生しても規定の賃料を保証します。

Point 2 住宅が賃貸可能な限り、終身にわたってお預かりします

終身借上+定期借家

入居者とは原則3年の定期借家契約です。契約終了時にマイホームへ戻ることができます。

Point 3 手続きや入居者トラブル等、面倒な大家仕事はJTIが代わって対応します

入居者との対応

一般の賃貸のように家主が入居者と直接関わることはありません。入居者の家賃未払など、トラブルの対応もJTIが行います。

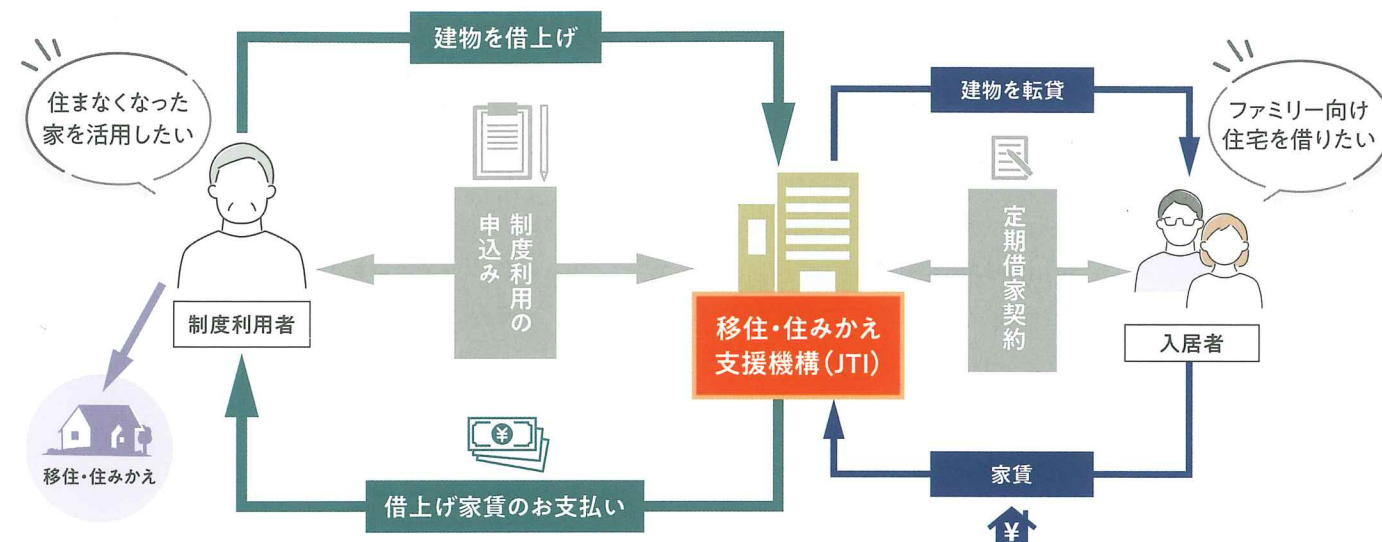
Point 4 万が一の場合に備えた債務保証基金

高齢者住宅財団による債務保証

JTIの支払う借上げ家賃には、(財)高齢者住宅財団に債務保証基金が設定されており、万が一の場合には、空室保証家賃の不足分を基金よりお支払いいたします。

制度の仕組み

マイホームを移住・住みかえ支援機構(JTI)が借り上げ、制度利用者の代わりに賃貸管理をおこなう制度です。



制度のご利用条件

- ・日本国内にある住宅をお持ちの50歳以上の方
- ・住宅が耐震性等、所定の基準を満たしていること

【特例】 50歳未満でも以下のような場合には対象となります

- ・生活環境の変化によって家が空く場合(転勤・転職・介護・支援・結婚離婚など)
 - ・誰も住まずに空いてしまっている家をお持ちの場合(相続を含む)
 - ・埼玉県と奈良県内に物件を所有の方(各県との協定に基づく)
 - ・定期借地の家をお持ちの方
- など

上記以外の特例や制度の詳細については、移住・住みかえ支援機構(JTI)にお問い合わせください。

制度申込みまでの流れ

お申込みまで4つのステップがあります。まずはご登録ください。

[Step 1]

情報会員登録



[Step 2]

事前相談



[Step 3]

概算賃料査定



[Step 4]

制度利用申込み

